

## 「監査報告書の透明化」について

### 1. 経緯

監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」（以下「透明化」）<sup>1</sup>については、監査報告書の情報価値の向上を目的として、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監督委員会（PCAOB）が「透明化」のための監査基準を公表した。<sup>2</sup>

我が国においても、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から検討を進めるべきとされたことを踏まえ、平成 28 年 9 月から 5 回にわたり、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁による意見交換を行った。

### 2. 意見交換における議論の概要

「透明化」の導入について、意見交換の参加者からは、

- ・ 監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等（「監査上の主要な事項（Key Audit Matters: KAM）」<sup>3</sup>）に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある
- ・ また、上記のような監査報告書の情報価値の向上に加え、
  - － 監査報告書における KAM の記載が、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すこと
  - － 監査報告書における KAM の記載が監査計画の前提として組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながること

が期待される

といった意見が出された。

<sup>1</sup> 監査報告書における KAM 等の記載については、監査報告書の「拡張化（extended）」「長文化」等の呼称もみられるが、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016 年 3 月）では、株主等に対する情報提供を充実させる観点を挙げ、「透明化」としている。

<sup>2</sup> 2017 年 6 月 1 日に PCAOB により公表された監査基準は、今後、証券取引委員会（SEC）の承認を経て効力を発生することになる。

<sup>3</sup> KAM とは、監査人の職業的専門家としての判断において、当期の会計監査において最も重要な事項をいい、統治責任者にコミュニケーションした事項から選択するものとされている。

同時に、参加者からは、

- ・ 財務諸表利用者にとって有用な情報とするためには、KAM として記載すべき項目をどのように選択し、どのような記載内容とすべきか。また、それらの情報はそもそも財務諸表利用者にとってどこまで有用な情報となり得るのか
- ・ KAM を含む監査報告書が円滑に作成、開示されるためには、監査人と企業のそれぞれ、また、両者の間で、どのような手続が必要となるか。KAM に記載された事項について株主総会等で質問を受けた場合の説明責任をどのように果たすのか
- ・ 監査報告書における KAM の開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間で調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるか<sup>4</sup>
- ・ 上記のような手続を踏むことについて、どの程度の追加的な時間を要するのか

といった実務上の課題が提示された。また、「透明化」が各関係者にどのようなメリットをもたらしていくかについても考えていく必要があるとの意見が出された。

「透明化」が期待される意義・効果を十分に発揮するためには、より幅広い関係者の間で、上記のような課題について、今後、更に具体的な検討を行っていく必要があると考えられる。

### 3. 意見交換を踏まえた今後の検討の方向

「透明化」の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、上記の実務上の課題についての検討を含め、「透明化」について具体的な検討を進めていくことが期待される。

その際、実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が大手監査法人や監査先企業、その監査役等と必要な連携をして、直近の終了した会計監査を対象に、KAM を試行的に作成する取組みを行い、検討に当たっての参考とすることが有益であると考えられる。

以上

---

<sup>4</sup> KAM の記載に当たっては、企業が既に開示している情報を参照することが想定されている。参照すべき情報が企業によって開示されていない場合であっても、監査人が KAM として記載することは否定されていないが、監査人はまずは企業に必要な開示を促すことが適切であるとされている。